

「地産地消型 PPA（群馬モデル）」電力売却契約書（案）

売渡人 群馬県（以下、「甲」という。）と買受人 ●●●（以下、「乙」という。）とは、「地産地消型 PPA（群馬モデル）」に係る電力の売却について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、「地産地消型 PPA（群馬モデル）」に係る電力の売却について、本契約書及び関係法令に定めるもののほか、仕様書及び関係図書に従い、これを履行することとする。
- 2 本契約において、甲から乙への電力の受け渡しを「売却」といい、乙から需要施設への電力の受け渡しを「供給」という。

（電力の売却及び供給）

- 第2条 甲は、本契約第3条において定める発電所（以下、「対象発電所」という。）において発電する電力のうち、対象発電所内で使用する電力を除いた全量（以下、「売却電力量」という。）を乙に売却し、乙は、売却電力量の全てを買い受けるものとする。
- 2 乙は、売却電力量を甲の指定する別添1の需要施設（以下、「指定需要家」という。）に供給するものとする。なお、売却電力量が指定需要家の使用電力量を超える場合、及びそれに付随する非化石価値が指定需要家の使用電力量を超えた場合については、乙が自由に売却等の処分をすることができる。

（対象発電所）

第3条 対象発電所の名称、所在地、発生電力及び発電形式は、次のとおりとする。

	発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)	発電型式
1	相俣発電所	利根郡みなかみ町相俣字宮坂 1427 番地	7,700	ダム式
2	相俣第二発電所	利根郡みなかみ町相俣字宮坂 1427 番地	120	ダム式
3	奈良俣発電所	利根郡みなかみ町藤原字洗ノ沢 6322 番地	12,800	ダム式
4	湯川発電所	吾妻郡中之条町大字小雨字中棚 311 番地	8,200	ダム水路式
5	広池発電所	吾妻郡中之条町大字赤岩字広池 991 番地	4,200	水路式

(受給場所及び電気方式等)

第4条 対象発電所の電力の受給場所、電圧及び力率は、次のとおりとする。

	受給場所		標準電圧 (ボルト)	定格力率 (パーセント)
1	相俣発電所	利根郡みなかみ町相俣宮坂地内	66,000	85
2	相俣第二発電所	利根郡みなかみ町相俣字宮坂地内	66,000	85
3	奈良俣発電所	利根郡みなかみ町藤原字洗ノ沢地内	154,000	95
4	湯川発電所	吾妻郡中之条町大字小雨字中棚地内	66,000	97
5	広池発電所	吾妻郡中之条町大字赤岩字広池地内	66,000	95

2 電気方式は交流三相3線式とし、周波数は50ヘルツとする。

(売却時間及び供給時間)

第5条 甲は、毎日24時間電力を売却するものとする。ただし、対象発電所の点検等を要する場合は、あらかじめ甲及び乙で協議のうえで、全部又は一部の売却を休止することができるものとする。

2 甲は前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議をすることなく、全部又は一部の売却を停止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

3 乙は、指定需要家の需要に合わせて毎日24時間電力を供給するものとする。

(売却及び供給上の協力)

第6条 対象発電所に関する発電及び供給に関するインバランス調整は、乙が実施し、費用等を負担するものとする。

2 甲は一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

(契約期間)

第7条 契約締結日から令和12年3月31日までとする。

(電力売却期間及び供給期間)

第8条 令和9年4月1日0時から令和12年3月31日24時までとする。

(目標売却電力量)

第9条 甲から乙に売却する目標電力量は、次のとおりとする。ただし、気象等により売却電力量が増減するため、これを保証するものではない。

令和9年度：111,154,000kWh

令和10年度：113,172,000kWh

令和 11 年度：112,376,000kWh

- 2 前項に規定する目標売却電力量と実際の売却電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量を買受けるものとする。

(売却電力量の計量)

第 10 条 毎月の売却電力量は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

- 2 電力量計の検針は、原則として一般送配電事業者により毎月末日 24 時に行われる検針結果に従うものとし、乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。

- 3 計量の期間は毎月 1 日 0 時から同月末日の 24 時までとする。

- 4 電力量計の故障等により電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の売却電力量について、その都度甲及び乙は協議のうえ決定する。

- 5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を交換する場合、または、甲の事情により電力量計の取付け位置を変更する場合は、これに要する費用は甲が負担する。

(電力量料金)

第 11 条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された売却電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値（1 円未満切捨）に、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（1 円未満切捨）とする。

電力量料金単価 (1kWh あたり)	● 円 ● 銭 (消費税等相当額を含まない)
-----------------------	---------------------------

(電力量料金の支払)

第 12 条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の電力量料金算定上、必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条により算定した電力量料金を検針日の翌月 10 日までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から 20 日を経過した日を支払期日とする。

- 3 請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。

- 4 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、当該支払期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、電力量料年に 3 % の割合で計算した額の遅延利息を加算して、甲に支払うものとする。

(指定需要家への提供)

第 13 条 乙が指定需要家から徴収する電力料金は、指定需要家毎に指定する金額を上限とすることを原則とする。

2 前項を原則としつつ、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、乙と指定需要家との電力受給契約により決定するものとする。

3 乙は、指定需要家から供給施設の追加や変更等の協議があった場合には、誠意をもって対応するものとする。

(非化石価値の取扱い)

第 14 条 甲が乙に売却する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含むものとする。

2 乙は前項の非化石価値について、第 2 条第 1 項に定める売却電力量とともに、指定需要家に供給するものとする。

3 非化石認定に係る申請等について、発電事業者で必要となる手続き及び費用の負担は甲が行うものとする。

(契約保証金)

第 15 条 群馬県企業局財務規程（昭和 39 年企業管理規程第 5 号）第 132 条の 16 第 1 項第 3 号の規定により、契約保証金は免除とする。

(容量市場の取扱い)

第 16 条 2027 年度（令和 9 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）を実需受給期間とする、甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約（以下、「容量確保契約」という。）により甲が得る収入については、第 11 条により算定される電力量料金との精算を行わないものとする。

2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲に課されるリクワイアメント及びアセスメントに関する業務について、乙は運用及び業務への協力を行うものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、甲が電力広域的運営推進機関から経済的ペナルティを科せられた場合は、当該経済的ペナルティについて乙が負担するものとする。

(系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い)

第 17 条 甲及び乙は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と甲の間で直接の契約関係として成立する、系統連系受電サービスに係る契約（以

下、「系統連系受電契約」という。)について、次のとおり対応する。

- (1) 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結する。
- (2) 甲は、甲が新たに系統連系受電契約の締結を希望する場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合、乙に申し出る。
- (3) 乙は、締結済の系統連系受電契約の変更の申し出を受けた場合、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者へ申し出る。
- (4) 乙は、一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、本契約に係る発電量調整供給契約を変更する。
- (5) 甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾する。

2 乙は、本契約第3条において定める対象発電所に係る系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息、及び契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、甲に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務について、甲から無償で受託する。

3 甲及び乙は、前項に定める業務について、次のとおり対応する。

- (1) 甲は、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、その都度、乙に支払うものとし、甲から乙への支払いは、第11条に定める電力量料金から乙が相殺することにより行う。
- (2) 乙は、甲から受領した系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、その都度、甲に代わり一般送配電事業者へ支払う。
- (3) 甲は、次に該当する場合、前項及び前2号にかかわらず、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた払い込み等により支払う。

- ① 系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金を合計した金額が、第11条に定める電力量料金を上回る場合等で、甲乙間、および乙一般送配電事業者間のそれぞれにおいて合意がなされた場合

- ② その他託送供給等約款に基づき、甲が一般送配電事業者に自ら支払う事項に該当した場合

4 乙は、一般送配電事業者から甲に対し系統連系受電サービス料金の請求がなされた場合、経済産業省が制定する「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に従い、甲に対して、本契約第3条において定める対象発電所に係る系統連系受電サービス料金相当額を支払う。

なお、系統連系受電サービス料金相当額は、系統連系受電サービス料金のうち、一般送配電事業者が乙に対し通知した額とし、消費税等相当額を含むものとする。

(託送供給等の契約)

第 18 条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙と一般送配電事業者との間で託送供給契約を滞りなく締結するものとする。

2 甲は、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、乙の責任において行うものとする

(記録)

第 19 条 甲及び乙は、電力量に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合書)

第 20 条 甲から乙へ通知する発電計画を含む電力の売却に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議のうえ定めるものとし、別に運用申合書を作成するものとする。

(契約の有効期間)

第 21 条 本契約の有効期間は、本契約の契約締結日から本契約に係る債務の履行が完了する日までとする。

(甲による契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し相当な期間を定めて、債務履行の催告を行い、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) その他本契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として、第

11 条に規定する電力量料金単価に第 9 条に規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額の支払いを求めることができる。

- 3 甲は第 1 項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(不正行為があった場合の契約解除権)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、催告によらず契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第 1 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき第 11 条に規定する電力量料金単価に第 9 条に規定する目標供給電力量を乗じ、当該金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害額が前項の規定する違約金の額を超過する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

(乙による契約の解除)

第 24 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らし甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 3 前項に規定する損害の賠償は、第 11 条に規定する電力量料金単価に第 9 条に規定する目標売却電力量を乗じ、当該金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額を上限とする。

(指定需要家への供給停止)

第 25 条 乙は、指定需要家の責めに帰すべき事由起因により契約の締結及び履行が困難な場合は、甲と協議を行い、該当する指定需要家との契約を締結しない、又は供給を停止することができる。その場合、第 2 条について別途協議するものとする。

2 前項の規定により乙が指定需要家と契約を締結しなかった場合、甲は別の需要施設を新たに指定需要家として指定することができる。甲が新たに指定需要家を指定した場合、乙は契約締結等について、誠意をもって対応するものとする。

(損害賠償)

第 26 条 乙は、業務の実施に際して甲、指定需要家及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金等の遅延利息)

第 27 条 乙が、第 22 条第 2 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を加算して、甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第 28 条 乙は、乙が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(守秘義務)

第 29 条 甲及び乙は、あらかじめ相手方及び指定需要家の承認を得た場合を除き、本契約の履行に当たって知り得た相手方及び指定需要家の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の有効期間終了後又は本契約解除後においても同様とする。ただし、本県が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合や、法令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(契約の承継)

第 30 条 甲及び乙は、相手方及び指定需要家の承認を得た場合でなければ、第三者に対し本契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、またはその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方及び指定需要家に文書によりその旨を通知し、相手方及び指定需要家の承認を受けた上でなければ、本契約をその譲受者に譲渡してはならない。

(所轄裁判所)

第 31 条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第 32 条 本契約に定めのない事項又は本契約によりがたい事項が発生したときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その取扱いを定める。

本契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県
群馬県企業管理者 成田 正士

乙 住所
商号
代表者職氏名